

情報公開制度に係る解釈

1 一般的な情報公開制度の概要

- ・ 90 以上の国で制定されている。
- ・ 一般市民は、行政機関が保有する情報に対するアクセス権（「知る権利」）がある。
- ・ 行政機関は率先して情報を開示し、公開を促進する義務がある。
- ・ 情報開示を請求された側には、のみ情報の説明責任がある。
- ・ 請求された側には、開示できない場合にはその理由を説明する義務がある。

2 札幌市の情報公開 (<http://www.city.sapporo.jp/somu/kokai/joho.html> に掲載)

	任 意 的	義 務 的
市民からの <u>求めによらない</u> もの	情報提供 (1) ○ 広報誌の発行 ○ 市政資料の刊行・配布 ○ HPによる情報発信 ○ 報道機関への情報提供	情報公表制度 ○ 条例・規則の公布 ○ 財政状況の公表 ○ 給与実態の公表
市民からの <u>求めによるもの</u>	情報提供 (2) ○ 窓口・電話での説明・資料 配布等	公文書公開制度（狭義の情報公開制度） （情報公開条例により制度化） 他の法令等に基づく閲覧等の制度

3 国及び札幌市法令の概要

	国（情報公開法：行政機関・独立行政法人等）	札幌市（情報公開条例）
対象機関	【行政機関】 内閣官房、内閣府等、人事院、省、委員会、庁、会計検査院 【独立行政法人等】 独立行政法人、国立大学法人 等	【実施機関】 市長、各行政委員会、公営企業管理者、消防長、議会、地方独立行政法人
開示対象	・職務上作成、または取得した文書、図画、電磁的記録、（市：フィルム） ・組織的に用いるため保有しているもの。 ※不特定多数の者に販売する目的で発行されているもの等は含まれない。	
不開示情報	①特定の個人を識別できるもの ②法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの ③非公開条件付の任意提供情報 ④公共の安全と秩序の維持に関するもの ※法ではさらに 国の安全、他国との信頼関係に関するもの ⑤行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の内部情報、審議・検討等（紛争処理等）、事務事業の執行に支障をきたす情報等 ※条例ではさらに 法令・他の条例や国の指示などにより非公開とされたもの	
裁量開示	不開示情報でも、公益上特に必要があると認めるときは、開示は可能である。	
文書の存否	文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。 ※1 参照	
不服申立等	①「情報公開・個人情報保護審査会」 ②情報公開訴訟	「札幌市情報公開・個人情報保護審査会」
その他	・国及び地方自治体の情報提供施策の充実 ・著作権法との調整 （公表権：著作権法第 18 条第 3 項） （複製権：著作権法第 42 条の 2）	・情報提供、情報公開への配慮 ・会議の原則公開 ・出資団体等、指定管理者の情報の公開

※1 【行政文書（公文書）の存否に関する情報】

（法第8条）

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（条例第10条第1項）

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる。

＜具体例＞（参考資料 『情報公開の逐条解説』 宇賀克彦、1999. 6. 10、有斐閣）

①個人に関する情報

- ・ある人を名指しして、市立病院に入院していた時のカルテの開示請求があった場合、当該公文書は存在するが、「条例第7条第1項の規定により不開示」と回答したのでは、そのことのみで名指しされた人が当該病院に入院していた事実が明らかになり、プライバシーの侵害となる。

②法人等に関する情報

- ・特定企業を名指しして、新商品の許認可申請書の開示を請求することにより、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位が侵害される。

③審議・検討・協議に関する情報

- ・市役所庁舎の移転の候補地を非公開で検討している審議会の公文書につき、A区〇〇地区という特定の地区名を上げて探索的な請求をすることにより、移転候補地を推測され、過剰な投機（地価の上昇）を招く恐れがある。

3 アセス図書等に関する情報公開制度上からの解釈

- (1) アセス図書は情報公開制度の開示対象となる。事業者が縦覧延長をせず市長による公表の継続にも同意しない場合、縦覧期間終了後の図書の開示請求は、札幌市情報公開条例に基づく手続きとなる。
- (2) 市長による図書等の公表延長は、事業者の同意に基づく限り情報公開制度の趣旨に反しないと考える。
- (3) 環境影響評価における希少種情報や個人情報等は、環境行政（環境の保全、生物多様性の保全等を目的とした事務事業）の適正な執行に支障を来たすことから、不開示情報とすることは妥当と考えられる。